

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成26年1月28日

平成26年度の地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等

平成25年12月24日に閣議決定された「平成26年度税制改正の大綱」 等に関連して、現段階における平成26年度地方税制改正・地方税務行政の運 営に当たっての留意事項等について、別添のとおり地方団体に連絡しました。

自治税務局企画課

和田課長補佐、今道係長

代表 03-5253-5111 内 23512、23514

直通 03-5253-5658

FAX 03-5253-5659

事 務 連 絡 平成26年1月24日

各都道府県税制担当課 各都道府県市町村担当課 各都道府県財政担当課 各都道府県議会事務局 各指定都市税制担当課 各指定都市財政担当課 各指定都市財政担当課 各指定都市議会事務局

├御中

総務省自治税務局 企 画 課 都道府県税課 市町村税課 固定資産税課

平成26年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての 留意事項等について

「平成26年度税制改正の大綱」につきましては、平成25年12月24日に閣議決定されたところであります。また、これに先立ち、「平成26年度税制改正大綱」(自由民主党・公明党決定)が平成25年12月12日にとりまとめられたところであります。

現在、「平成26年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の 法令案の作成を急いでいるところでありますが、さしあたり現段階における平 成26年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたし ます。

また、政府は、平成25年10月1日に「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決定し、平成26年4月1日に消費税率(国・地方)を5%から8%に引き上げることを確認したところであります。この事務連絡では、消費税率(国・地方)の引上げに伴う対応など今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 消費税率(国・地方)の引上げとそれに伴う対応

1 消費税率(国・地方)の引上げ

政府は、平成25年10月1日に「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」を閣議決定し、経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性並びに増大する社会保障の持続性と安心の確保及び我が国の信認維持といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえつつ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)附則第18条及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」(平成24年法律第69号。以下「税制抜本改革法(地方)」という。)附則第19条の規定に基づき、経済状況等を総合的に勘案した検討を行った結果、消費税率(国・地方)については、平成26年4月1日に5%から8%へ引き上げることを確認している。このうち地方消費税率(消費税率換算)については、1%から1.7%へ引き上げることとしている。

また、消費税率(国・地方)の引上げによる反動減を緩和して景気の下 振れリスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環 の実現を図り持続的な経済成長につなげるため、経済政策パッケージを決 定し、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとしている。具体 的には、税制上の措置として、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」 (平成25年10月1日自由民主党・公明党決定)に基づき、設備投資減 税等の政策税制等を実施することとしており、地方税においても、法人住 民税及び法人事業税において法人税に準ずる措置を講じるほか、固定資産 税において、設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制 として、耐震改修を促進するための税制等を創設することとしている。ま た、平成25年末における通常の年度改正においても、これらの投資減税 措置等の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のため の税制上の措置を講じることとしている。さらに、平成26年度4~6月 期に見込まれる反動減を大きく上回る5兆円規模の新たな経済対策を策定 することとされ、「好循環実現のための経済対策」(以下「経済対策」と いう。)が平成25年12月5日に閣議決定された。また、経済対策に沿 った平成25年度補正予算(第1号)(概算)が平成25年12月12日 に閣議決定され、平成26年1月24日に通常国会に提出された。なお、

経済対策においては、「本経済対策の効果が速やかに発現し、消費税率引上げに伴う反動減に適切に対応できるよう政府を挙げて迅速に対策の具体化を図るとともに、地方公共団体に対しても速やかな対応を要請する。」とされていることにご留意いただきたい。

2 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。以下同じ。)については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費」に充てるものとすることが「地方税法」(昭和25年法律第226号)上明記されている。

地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付け自治税務局都道府県税課長通知)で通知したとおり、引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示することについてご配意いただきたい。

なお、平成26年度における地方消費税収には引上げ前の地方消費税率によるものが含まれるとともに、引上げ後の地方消費税率が適用された地方消費税が国を通じ都道府県に払い込まれるまでには一定期間を要することから、平成26年4月から平成27年3月までの間における地方税法第72条の114(地方消費税の清算)、第72条の115(地方消費税の市町村に対する交付)及び第72条の116(地方消費税の使途)の規定の適用について、「17分の10」を「12分の10」と、「17分の7」を「12分の2」と読み替える経過措置を規定しているのでご留意いただきたい(税制抜本改革法(地方)附則第7条)。

3 地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施等

今後、消費税率(国・地方)の円滑な引上げに向けて、今回の社会保障 と税の一体改革について国民の一層の理解と協力を得るためには、今回の 改革の意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要 がある。

地方団体においては、今回の改革が国と地方が共同して結論を得たもの

であるという経緯も踏まえて、地域住民への周知や広報等に主体的かつ積極的に取り組んでいただきたい。

地方消費税率の引上げに伴う広報等施策の実施については、既に「消費税率(国・地方)の引上げについて」(平成25年10月1日付け自治税務局都道府県税課長通知)で通知したとおり、今回の改革の趣旨、税制抜本改革法(地方)の内容等について広報を十分に行うなど、国と連携を図りつつ、適切に取り組んでいただきたい。

また、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の収受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたい。

4 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、平成26年4月1日の消費税率(国・地方)の引上げに当たっては、その円滑な転嫁が図られることが重要である。

消費税率(国・地方)の引上げに伴う歳出の増については、国の歳出と基調を合わせて平成26年度の地方財政計画に計上することとしており、各地方団体においても、「消費税率(国・地方)の引上げとこれに伴う対応について」(平成25年12月24日付け自治財政局公営企業課長・財務調査課長通知)で通知されたとおり、消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として、消費税率(国・地方)の引上げに伴う影響額について歳出予算へ適切に計上していただくとともに、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう調達等契約事務の適切な運用に取り組まれたい。また、歳入面においても、地方団体が行う財貨・サービスの提供等については、消費税の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、所要の措置を講じるようご留意いただきたい。

また、転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)第14条第3項において、「国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。」とされているところ、「消費税率(国・地方)の引上げについて」で通知したとおり、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報を行うほか、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談に丁寧に対応する

など、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について適切に取り組んでいただきたい。

併せて、以下の点についてもご留意いただきたい。

- (1) 平成25年度においては、消費税率(国・地方)の引上げ等も踏まえ、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」(平成12年政令第16号)を改正し、29件の手数料について金額の標準の改定等を行い、平成26年4月1日から施行することとしているので、同改正を踏まえた条例改正につき、適切に対処すること。また、その他の使用料・手数料等についても、消費税率(国・地方)引上げに伴う税負担については、その円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、条例・規則の改正等の必要な措置を講じること。
- (2) 地方公営企業の料金等についても、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処し、条例改正等の必要な措置を講じること。
- (3) 公の施設の管理を指定管理者に行わせている場合には、「消費税率(国・地方)の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」(平成25年12月4日付け自治行政局行政課長・行政経営支援室長通知)を踏まえ、地方団体が指定管理者に支出する委託費についても、消費税率(国・地方)の引上げの影響額を歳出予算に適切に計上すること。また、公の施設の管理を指定管理者に行わせ、その利用料金を指定管理者に収入として収受させている場合には、当該通知を踏まえ、使用料と同様に、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、指定管理者による利用料金の改定等に係る必要な措置を講じること。その際、利用料金について定める条例の改正等が必要なときには、各地方団体において適切に対処すること。なお、地方独立行政法人に対する運営費交付金に係る歳出予算の編成や地方独立行政法人がその業務に関して徴収している料金についても、上記の対応を踏まえ、適切に対処すること。

5 臨時福祉給付金(簡素な給付措置)

消費税率(国・地方)の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、社会保障・税一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の給付が実施されることとなっている。臨時福祉給付金(簡素な給付措置)が消費税率(国・地方)の引上げに伴うもので税務行政と極めて密接な関連性を有する事務であることなどから、各地方団体におかれては、「簡素な給付措置に係る税

務情報の取扱い等について」(平成25年11月21日付け自治税務局市 町村税課事務連絡)で通知している留意事項等を踏まえ、積極的なご協力 をお願いしたい。

第二 平成26年度地方税制改正

平成26年度地方税制改正においては、税制抜本改革を着実に実施する 観点から、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、 法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税(仮称)を 創設し、その税収全額を地方交付税原資とすることとしている。併せて、 地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元することとし ている。また、消費税率(国・地方)8%への引上げ時において自動車取 得税の税率を引き下げる一方、軽自動車税の税率を引き上げる等の車体課 税の見直しを行うこととしている。

さらに、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置を講じるほか、東日本大震災からの復興を支援するための税制措置等を講じることとしている。

1 留意事項

平成26年度地方税制改正については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 個人住民稅

- ① 平成26年度地方税制改正による個人住民税の給与所得控除における上限の引下げの影響は、平成29年度分以後の個人住民税から漸次生じること。
- ② 平成26年度分の個人住民税に係る非課税限度額(均等割・所得割) については、所要の検討を行った上で、現行どおりとしていること。
- ③ 平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引き上げられることに伴い、平成28年度分以後の個人住民税に係る寄附金税額控除について、「ふるさと納税」に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率を、課税所得4,000万円超の場合は100分の45とする措置を講じることとしていること。

(2) 法人住民税・法人事業税

① 地方法人課税の偏在是正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率(国・地方)8%段階において、法人住民税法人税割の税率を

引き下げるとともに、地方法人税(仮称)を創設し、その税収全額を 地方交付税原資とすることとしていること。また、地方法人特別税・ 譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元することとしていること。

ア 法人住民税法人税割の税率の改正

法人住民税法人税割の税率を以下のとおりとする。

現行

改正案

[標準税率] [制限税率] [標準税率] [制限税率] 道府県民税法人税割 5.0% 6.0% 3.2% 4.2% 市町村民税法人税割 12.3% 14.7% 9.7% 12.1% イ 地方法人税(仮称)の創設

- (ア)法人住民税法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税(仮 称)を国税として創設する。
- (イ) 地方法人税(仮称)の課税標準は法人税額とする。
- (ウ) 地方法人税(仮称)の賦課徴収は国が行い、その税収全額を交 付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資 とする。
- ウ 地方法人特別税・譲与税の規模縮小

地方法人特別税の概ね1/3を、法人事業税に復元することとし、 地方法人特別税及び法人事業税の税率を以下のとおりとする。

(ア) 地方法人特別税の税率

現行 改正案

- ・付加価値割額、資本割額及び所得割額の 148% 67.4% 合算額によって法人事業税を課税される 法人の所得割額に対する税率
- 所得割額によって法人事業税を課税され 81% 43.2% る法人の所得割額に対する税率
- ・収入割額によって法人事業税を課税され 81% 43.2% る法人の収入割額に対する税率
- (イ) 法人事業税(所得割及び収入割に限る。) の標準税率
 - 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。) 1億円超 の普通法人の所得割の標準税率

現 行 改正案

年400万円以下の所得

1.5% 2.2%

年400万円超年800万円以下の所得 2.2% 3.2%

年800万円超の所得

2. 9% 4. 3%

資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

現 行 改正案 年400万円以下の所得 2. 7% 3. 4% 年400万円超年800万円以下の所得 4% 5.1% 年800万円超の所得 5.3% 6.7% 特別法人の所得割の標準税率 現行 改正案 年400万円以下の所得 2. 7% 3. 4% 年400万円超の所得 3.6% 4.6% (特定の協同組合等の年10億円超の所得 4.3% 5. 5%) 収入金額課税法人の収入割の標準税率

現行 改正案

電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う 0. 7% 0. 9% 法人の収入金額に対する税率

- (注) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法 人のうち資本金1,000万円以上であるものの所得割に係る 税率については、軽減税率の適用はない。
- エ アからウまでの改正は、平成26年10月1日以後に開始する事 業年度から適用する。

なお、上記に対応して、都道府県においては法人住民税法人税割及 び法人事業税の税率、市町村においては法人住民税法人税割の税率に つき税条例を平成26年10月1日までに改正する必要があること。 超過課税を行っている団体にあっては、超過課税分を含めた税率の改 正を行うこととなるので、当該超過課税についても十分検討し、適切 な対応をお願いしたいこと。また、納税義務者等への周知についても 併せてご配慮いただきたいこと。

また、法人住民税法人税割の税率改正及び地方法人特別税・譲与税 の規模縮小に伴い、平成26年10月1日以後に開始する最初の事業 年度の予定申告額について、道府県民税法人税割は前年度の法人税割 額の3.8/12、市町村民税法人税割は前年度の法人税割額の 4. 7/12、法人事業税は前年度の事業税額の7. 5/12、地方 法人特別税は前年度の地方法人特別税額の4/12とする経過措置を 講じることとしていること。

② デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置として、法人税におい て生産性の向上につながる設備等への投資を促進するための税制、交 際費課税の見直し等の各種の税制措置の創設・拡充が行われることを 踏まえ、法人住民税及び法人事業税において国税に準ずる措置を講じ

ることとしていること。

- (3) 車体課税
 - ① 自動車取得税については、消費税率(国・地方)8%への引上げ時(平成26年4月1日)において、税率を自家用自動車については5%から3%に、営業用自動車及び軽自動車については3%から2%にそれぞれ引き下げることとしていること。また、エコカー減税において、現行、税率を75%軽減する自動車に係る軽減割合を80%に、税率を50%軽減する自動車に係る軽減割合を60%に拡充することとしていること。
 - ② 自動車税については、「グリーン化特例」について、以下のとおりとし、2年間延長することとしていること。ア 軽課

(対象車) (内容)

(ア) 電気自動車、プラグインハイブリッド 税率を概ね75%軽減 自動車、天然ガス自動車、平成27年度 燃費基準+20%達成(平成32年度燃 費基準達成)

(クリーンディーゼル乗用車を新たに対象に追加)

- (イ) 平成27年度燃費基準+10%達成 税率を概ね50%軽減 ((ア)の適用を受ける自動車を除く)
- (ウ) 平成27年度燃費基準達成 廃止
- (注) 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に新 車新規登録された自動車の登録年度の翌年度の税率について適 用する。

イ 重課

(対象車) (内容)

- (ア) 新車新規登録から11年を超えている 税率を概ね15%重課 ディーゼル車
- (イ) 新車新規登録から13年を超えている 税率を概ね15%重課 ガソリン車(又はLPG車)
- (ウ) バス (一般乗合用を除く) 及びトラッ 税率を概ね10%重課 ク (被けん引車を除く)等 (据え置き)
 - (注) 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に重 課対象となる自動車に対し、重課対象となる年度の翌年度の税 率について、毎年度適用する。

③ 軽自動車税については、平成27年度分から軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)及び小型特殊自動車の標準税率を、自家用乗用車にあっては1.5倍に、その他の区分の車両にあっては約1.25倍にそれぞれ引き上げることとしていること。なお、軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率を適用することとしていること。

また、原動機付自転車及び二輪車に係る軽自動車税については、平成27年度分から標準税率を約1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の標準税率を2,000円に引き上げることとしていること。 なお、小型特殊自動車の税率について、農耕作業用のもの、その他のもの等に区分して軽自動車とは別に税率を定めている市町村にあっては、改正後の軽自動車税の税率と均衡を失しないようそれぞれの区分に応じて適切な見直しを行う必要があること。

また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の 新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、平成28年度分 から標準税率の概ね20%の重課を行うこととしており、市町村にお いては、初度検査年月の把握等、その準備に着手する必要があること。 その具体的な方法等については別途通知する予定であること。なお、 自動車検査証の様式変更が行われた平成15年10月14日前に最初 の新規検査を受けた軽四輪車等については、初度検査の「月」の把握 ができないため、最初の新規検査を受けた年の12月から起算して1 3年を経過した軽四輪車等を重課の対象とすることとしていること。

(4) 固定資産税·都市計画税

- ① 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域における土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除措置等について、評価替えが行われる平成27年度に一般の措置に移行することとし、平成26年度はそれまでの暫定的な措置として適用期限を1年延長することとしていること。
- ② 新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置 について、適用期限を2年延長することとしていること。
- ③ デフレ脱却・日本経済再生に向け、設備投資につながる制度・規制 面での環境整備に応じた税制として、固定資産税において、耐震改修 が行われた既存建築物に係る減額措置を創設するなどの措置を講じる こととしていること。
- ④ 「国家戦略特別区域法」(平成25年法律第107号)に基づく特定中核事業のうち医療分野における収益性の低い研究開発に関する事

業の用に供する一定の設備等に係る固定資産税について、課税標準の 特例措置を講じることとしていること。

- ⑤ 地方税法で定める特例措置の課税標準の軽減の程度を地方団体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置(以下「わがまち特例」という。)を、以下の固定資産税の特例措置において取り入れることとしていること。
 - ア 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置
 - イ ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器)に 係る課税標準の特例措置
 - ウ 公害防止施設・設備に係る課税標準の特例措置のうち、以下の施 設・設備を対象としたもの
 - (ア) 汚水又は廃液処理施設
 - (イ) 「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)の指定物質排 出抑制施設
 - (ウ) 「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)の特定有害物質排出抑制施設

(5) その他

① 地方税の不服申立手続の見直し

行政不服審査制度の抜本的な見直しに合わせて、督促に欠陥があることを理由とする不服申立期間を差押えに係る通知を受けた日の翌日から3月以内に延長するなど、地方税の不服申立手続を見直すこととしていること。

② 地方消費税に係る徴収取扱費の見直し

平成26年4月1日からの消費税率(国・地方)の引上げに伴い、 以下のとおり地方消費税に係る徴収取扱費を見直すこととしていること。

ア 譲渡割に係る徴収取扱費

徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として 納付された額の総額(社会保障財源化分を除く。) × 0.45%

イ 貨物割に係る徴収取扱費

徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として 納付された額の総額(社会保障財源化分を除く。) × 0.50%

③ 航空機燃料譲与税に係る譲与基準の見直し

航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の税率を引き下げる措置の適用期限が3年延長されることを踏まえ、当該引下げに伴う減収が地方に生じないよう、譲与割合を13分の2から9分の2へ引き上

げる措置の適用期限についても3年延長することとしていること。

また、航空機燃料譲与税の譲与基準について、騒音世帯数割の算定に用いる航空機騒音に係る評価指標をWECPNL(通称W値)からLdenに変更するほか、着陸料割の譲与割合を2分の1(現行3分の1)、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1(現行3分の2)とし、激変緩和措置を講じることにより、3年間かけて移行することとしていること。

2 今後の検討事項等

平成26年度税制改正大綱(平成25年12月12日自由民主党・公明党決定)においては、地方税制と関連する主な今後の検討事項等について、次のとおり記載されている。

(1) 法人実効税率のあり方

法人実効税率のあり方について検討を行った。わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題である。その場合、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。また、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証することも重要である。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

(2) 車体課税の見直し

① 自動車取得税の廃止

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

② 自動車税の環境性能課税

消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税 (環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等に

ついて併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の 達成度に応じて、0~3%の間で変動する仕組みとする。具体的 な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法 に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて 検討を行う。

- ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。
- ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能 割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能 割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。
- 二 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅 広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、 一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するも のとする。

③ 軽自動車税におけるグリーン化

軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。

(3) 地方法人課税の偏在是正

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税 原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止すると ともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるな ど、関係する制度について幅広く検討を行う。

(4) 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの 軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度 整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、 軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年1 2月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

(5) 県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置

県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置として、個人住民税所得割2%の税源移譲について指定都市所在道府県及び指定都市の間で合意されたことを踏まえ、県費負担教職員の給与負担事務の移譲とあわせて税源移譲を行うこととし、具体的な措置の検討を行う。

(6) 世界遺産に登録された稼働中の産業遺産に係る特例措置

景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の3分の1とする措置を講ずることとし、対象となる資産が世界遺産に登録された場合に、法制上の措置を講ずる。

(7) 地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

わが国は、本年11月に開催された気候変動枠組条約第19回締約 国会議(COP19)において、2020年の温室効果ガス削減目標 を、2005年比で3.8%減とすることを表明した。この目標を確 実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、 多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置 を講じているが、この税収はエネルギー起源 CO₂排出抑制のための諸 施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

(8) 固定資産税の償却資産課税に関する税制措置

設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制 措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安 定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他 の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市 町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検 討する。

3 改正増減収、平成26年度の地方税収見込額等

(1) 平成26年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として1,373 億円の減収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを90 2億円の減収、国の税制改正の影響に伴うものを471億円の減収と見 込んでいる。

なお、平成26年度の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額は 211億円の減収と見込んでいる。

(2) 平成26年度の地方財政計画における地方税収入見込額(通常収支分と東日本大震災分の合算額)については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、1兆508億円、3.1%の増の35兆806億円(道府県税にあっては5.5%の増、市町村税にあっては1.4%の増)になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割0.2%の増、法人税割13.0%の増、法人事業税12.8%の増、地方消費税12.7%の増、市町村民税のうち所得割0.1%の増、法人税割12.6%の増、固定資産税(交付金を除く。)1.2%の増となる見込みである。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。

なお、平成26年度の地方消費税収の見積りにあたっては、以下の事項にご留意いただきたい。

- ① 平成26年度における地方消費税収には引上げ前の地方消費税率によるものが含まれるとともに、引上げ後の地方消費税率が適用された地方消費税が国を通じ都道府県に払い込まれるまでには一定期間を要することから、平成26年度においては、地方消費税率の引上げに伴う影響は平年度化しないこと。
- ② 平成27年1月末日が土曜日であるため、1月末日までに国に納付されるべき地方消費税の納期限が延長され、その一部は2月に納付されることとなるが、2月に納付された地方消費税の国から都道府県への払い込みは4月となる結果、地方消費税収の一部が平成27年度に繰り越されることに伴う減収の影響があること。
- (3) 地方譲与税の収入見込額は、2兆7,564億円(前年度比4,09 4億円、17.4%増)であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,7 08億円(同48億円、1.7%減)、石油ガス譲与税100億円(同 10億円、9.1%減)、航空機燃料譲与税145億円(同5億円、3. 6%増)、自動車重量譲与税2,656億円(同40億円、1.5%減)、 特別とん譲与税126億円(同1億円、0.8%増)及び地方法人特別

譲与税2兆1,829億円(同4,186億円、23.7%増)となっている。

第三 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、課税客体、課税標準等を的確に把握するほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。このうち徴収対策については、納税者が税を納付しやすい納税環境の整備を図るとともに、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があること。一方で、地方税法では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。
- (2) 平成26年度税制改正において、国税の猶予制度の見直しを行うこととされているが、地方税の猶予制度については、国税の猶予制度の見直しや地方団体における実態等を踏まえ、引き続き検討することとしていること。
- (3) わがまち特例については、国が一律に定めていた地方税の特例措置の 内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにするという 趣旨を踏まえ、特例措置が地域の実情に即し、適切な政策効果を発揮で きるよう、各地方団体において十分に議論することが重要であること。
- (4) 平成24年度税制改正による給与所得控除における上限設定の影響は、 平成26年度分以後の個人住民税から生じること。
- (5) 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のため の施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平 成23年法律第118号)第2条の規定に基づき、平成26年度から平 成35年度までの各年度分の個人住民税の均等割の標準税率については、 道府県民税及び市町村民税それぞれについて500円を加算した額とな ること。
- (6) 「ふるさと納税」については、「ふるさと寄附金制度(いわゆる「ふるさと納税」)に係る事務の取扱について」(平成25年9月13日付け自治税務局市町村税課事務連絡)で通知したとおり、適切に取り組んでいただきたいこと。特に、特産品等の送付については、良識をもって

適切に対応していただきたいこと。

- (7) 平成27年度固定資産の評価替えに関する留意事項については、平成25年6月14日付け総税評第14号で示しているとおりであるので、評価替えに係る事務が円滑に進められるよう、適切に対応されたいこと。なお、固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造のホテル・旅館の用に供する家屋については、その経過年数を45年(現行50年)に短縮し、平成27年度の評価替えから適用することとしていること。
- (8) 都市計画税は、「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえると、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その使途を明確にすること。

- (9) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他 消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。) に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯 税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あ るいは説明資料等において明示することにより、その使途を明確にする こと。
- (10) 「eLTAX (エルタックス)」については、納税者の利便性向上、 税務事務の効率化に資するものであり、平成26年1月時点で、給与支 払報告書等の電子的提出についてはすべての市区町村で受け付けられる ようになっており、法人市町村民税の電子申告については1,712市 町村、固定資産税(償却資産)の電子申告については1,692市町村 と、ほとんどの市町村で受け付けられるようになっているところ。

事業所等における e L T A X の利用は、地方団体の課税事務の一層の効率化にも資することとなることから、 e L T A X の利用促進について、引き続き取り組んでいただきたいこと。

(11) 社会保障と税に関わる番号制度については、平成25年5月24日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)等の番号制度関連法が成立し、同月31日に公布されたが、番号制度導入に当たっては、各地方団体において税務システムの改修の対応が必要となるところ、これに対して改修経費の3分の2に国庫補助を行うとともに、残りの地方負担分について地

方交付税措置を講じることとしているところであり、各地方団体においては平成28年1月からの番号の利用開始及び平成29年7月の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始というスケジュールを踏まえ、必要な改修内容を十分検討し、適切な対応をお願いしたいこと。